

読替え表 健康メディカル学部 臨床心理学科

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目		対応する本学の科目
要件	科目	
	①公認心理師の職責	
I I (②～⑥) : 心理学基礎科目 → 3科目以上相当を修める	②心理学概論	心理学 心理学基礎論
	③臨床心理学概論	※臨床心理学入門 I・II
	④心理学研究法	心理学研究法
	⑤心理学統計法	統計基礎
		データ解析
	⑥心理学実験	心理測定法 心理学基礎実習
II II (⑦～⑬) : 心理学の基本的理論に関する科目 → 4科目以上相当を修める	⑦知覚・認知心理学	認知心理学
	⑧学習・言語心理学	学習心理学
	⑨感情・人格心理学	パーソナリティ論
	⑩神経・生理心理学	生理心理学
	⑪社会・集団・家族心理学	社会心理学
		環境心理学
		家族心理学
	⑫発達心理学	発達心理学
⑬障害者・障害児心理学	発達臨床心理学	
III III (⑭、⑮、⑳及び㉑) : 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目 → 2科目以上相当を修める (ただし㉑については時間を問わない)	⑭心理的アセスメント	心理査定
	⑮心理学的支援法	臨床心理学
		心理療法 心理療法概論
IV IV (⑯～㉒) : 主な職域における心理学に関する科目 → 2科目以上相当を修める (ただし、⑯を心理学関連科目(V)として修める場合、主な職域における心理学に関する科目(IV)として⑰～㉒から2科目以上相当を修める)	⑯健康・医療心理学	精神保健学 I 精神保健学 II
	⑰福祉心理学	児童福祉
		老人福祉
		障害福祉
	⑱教育・学校心理学	教育心理学 学校心理学
	⑲司法・犯罪心理学	犯罪心理学
	⑳産業・組織心理学	産業臨床心理学
V V (㉓、㉔) : 心理学関連科目 → ㉓又は㉔に相当する科目を修める (⑯に相当する科目を修めた場合も可)	㉓人体の構造と機能及び疾病	医学一般
		医学一般 I
		医学一般 II
	㉔精神疾患とその治療	精神医学 I 精神医学 II
	㉑関係行政論	
III ※上記IIIに同じ	㉒心理演習	該当科目なし
	㉓心理実習 (80時間以上)	臨床心理学実習

※ 複数記載の科目については、いずれか1つの科目が修得できていれば、読替えが認められます。ただし、臨床心理学入門 I・IIは両方を修得して1科目分とします。